↓ 日影規制(建築基準法第56条の2·大阪府建築基準法施行条例第69条)

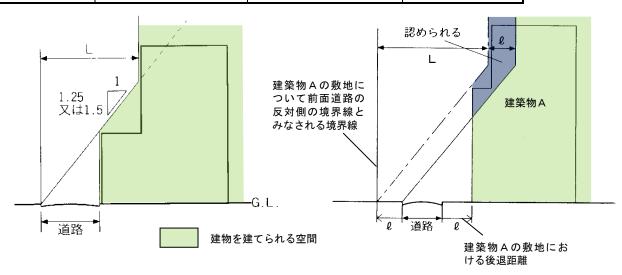
		建築基準法 別表第4	測定面	規 制 日 影 時 間	
用途地域	容積率	が扱第4 (に)欄の 号の区分	(平均地盤面 からの高さ)	5m <敷地境界線からの 水平距離≦10m	敷地境界線からの 水平距離>10m
第1種住居 第2種住居 準住居	200%	(2)	4m	5 時間	3 時間
第1種中高層 第2種中高層	20070	(=)		4 時間	2.5 時間

※注意※

- 対象建築物は高さが 10m を超える建築物とする。(法別表第 4)
- > 容積率 300%以上の地域は日影規制の対象外とする。(府条例第69条)
- ▶ 当該建築物で生じる日影は、各区域の規制時間を適用する。(法第56条の2第4項、第5項)

▲ 道路斜線制限(建築基準法第 56 条第 1 項第 1 号)

A CONTACTOR (CONTACTOR)					
用途地域	容積率	適用距離(L)	数値		
第 1 種住居 第 2 種住居 準住居 第 1 種中高層 第 2 種中高層	200%	20m			
	200%超 300%以下	25m	1.25		
	300%超 400%以下	30m			
近隣商業 商業	400%以下	20m	1.5		
準工業 工業	200%	20m	1.5		
	200%超 300%以下	25m	1.5		



↓ 隣地斜線制限(建築基準法第56条第1項2号)

用途地域	数值	適用範囲
第1種住居 第2種住居 準住居 第1種中高層 第2種中高層	1.25	高さ 20mを 超える部分

用途地域	数値	適用範囲
近隣商業 準工業 商業 工業	2.5	高さ 31mを 超える部分





(お問い合わせ先)